

シンポジウム

差別が冤罪を生む

彼が担ったのはわたしたちの病、
彼が負ったのはわたしたちの痛みであったのに
わたしたちは思っていた
神の手にかかり、打たれたから彼は苦しんでいるのだ、と
彼が刺し貫かれたのはわたしたちの背きのためであり
彼が打ち砕かれたのはわたしたちの咎のためであった。
彼の受けた懲らしめによってわたしたちに平和が与えられ
彼の受けた傷によって、わたしたちはいやされた

イザヤ書 53 章 4-5 節

日時：2026 年 10 月 17 日（土）13 時 30 分～16 時 30 分

場所：サクラファミリア 3F 大聖堂 大阪市北区豊崎 3-12-8



講師：徳田 靖之さん

弁護士。菊池事件再審弁護団共同代表、「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟西日本弁護団共同代表、ハンセン病家族訴訟弁護団共同代表、薬害エイズ九州訴訟弁護団共同代表、著書に『感染症と差別』（かもがわ出版、2022 年）『菊池事件』ハンセン病差別の壁をこえるために（かもがわ出版、2025 年）



講師：訓覇 浩さん

大谷大学・同朋大学非常勤講師／ハンセン病市民学会共同代表・事務局長／真宗大谷派金藏寺住職
ハンセン病問題に関する検証会議・検討会委員、ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会当事者市民部会委員長を務める

社会的差別は、捜査・裁判のあらゆる段階で冤罪のリスクを高めています。狭山事件（部落差別）や菊池事件（ハンセン病に対する差別）は、差別と冤罪が交差する日本で象徴的な事件です。
また外国人被疑者への差別として東電 OL 殺人事件のゴビンダさん（ネパール国籍）のケースは、外国人に対する捜査上の偏見と言語の壁が冤罪を生んだと言えます。
冤罪を生みださない社会をつくるためにわたしたちはどうして差別が冤罪を生むのかを講師のお話から学んでいきたいと思ひます。

主催：カトリック大阪高松教会管区部落差別人権活動センター

お問合せ・お申込み：カトリック大阪高松教会管区部落差別人権活動センター

☎075-223-3340（月・火・木 10 時～17 時）mail: :bukatu@kyoto.catholic.jp